

[総務文教常任委員会審査報告]

総務文教常任委員会は12月12日、15日に開催し、本委員会に付託された案件について審査を行いましたので報告申し上げます。

付託案件は、

- 第70号議案 三木市多世代交流施設条例の制定について
- 第71号議案 国民年金法に基づく戸籍手数料の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第72号議案 子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第73号議案 三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第77号議案 指定管理者の指定について（みきやま斎場）
- 第79号議案 指定管理者の指定について（三木市多世代交流施設）
- 第82号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算（第4号）中、関係部分
- 第83号議案 令和7年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第86号議案 字の区域の変更について

の以上9件であります。

本委員会は、これらの議案を慎重に審査いたしました結果、第70号議案及び第79号議案は賛成多数で、それ以外の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以下、審査の過程における各委員からの主な意見を申し上げます。

三木市多世代交流施設についてであります。

本施設は、郊外型戸建て住宅団地における「人口減少」「高齢化」「空き家」等の課題を解決し、住み続けられるまちづくりを実現するため、団地再生事業の核となるべく設置されるものであります。しかしながら、現時点においては、指定管理者が本施設で行う事業内容や、団地再生事業によって市が目指す姿、市民が得られるメリットなどが具体的にイメージしにくい状態であるため、市民が事業の意義や効果を理解しやすいよう、市として可能な限り明確かつ積極的な情報発信に努められたいのであります。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。